

公共調達 of 適正化について (平成18年8月25日付財計第2017号) に基づく随意契約に係る情報の公表 (物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	備考
食品残留農薬等一日摂取量実態調査 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1 - 1 8 - 1	平成20年1月11日	食品衛生登録検査機関協会 理事長 玉木 武 東京都渋谷区神宮前 2 - 6 - 1	ポジティブリスト制度の施行後に内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を優先的に受けることとなる物質は、当該一日摂取量実態調査の結果をもとに決定されるものであり、摂取量調査にあたっては全国的規模で地域性の考慮も必要とされ、各農薬等につき異なる地域で調製されたトータルダイエツト試料の測定データを収集する必要があることから、当該研究機関以外には行うことができないものであり、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	-	26,000,000	-	0	

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (動物用医薬品) 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1 - 1 8 - 1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>埼玉県衛生研究所 所長 野本 親男 埼玉県さいたま市桜区上大久保639-1</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>10,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
--	---	-------------------	--	---	----------	-------------------	----------	----------	--

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (動物用医薬品) 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>東京都健康安全研究センター残留物質研究科長長田間永山敏廣 東京都新宿区百人町 3-24-1</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>4,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
--	--	-------------------	--	---	----------	------------------	----------	----------	--

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (動物用医薬品) 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1 - 1 8 - 1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>名古屋市衛生研究所 所長 金田 誠一 愛知県名古屋市瑞穂区萩山町1 - 1 1</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>6,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
--	---	-------------------	--	---	----------	------------------	----------	----------	--

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発（動物用医薬品） 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1 - 1 8 - 1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>金城学院大学 薬学部長 片山 肇 愛知県名古屋市守山区大森二丁目1723</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>10,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
---	---	-------------------	---	---	----------	-------------------	----------	----------	--

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (動物用医薬品) 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1 - 1 8 - 1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>(財)畜産生物科学 安全研究所 理事長 松原 謙一 神奈川県相模原市橋 本台 3 - 7 - 1 1</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>10,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
--	---	-------------------	---	---	----------	-------------------	----------	----------	--

<p>残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (動物用医薬品) 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>(財)日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 東京都渋谷区元代々木町52-1</p>	<p>当該事業は、公定試験法の開発・策定であるため、分析法の開発方針及び妥当性検証に係る手法・技術等、残留基準設定品目全体の整合性を図る観点から、継続して得られたデータや技術的ノウハウを蓄積している機関において実施する必要がある。また、今年度新規に約40品目について既存の試験法の再検証と平行して新規項目への追加検討を行うことから継続して実施している機関と契約する必要がある、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>10,000,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	
<p>医療用後発医薬品品質確保対策事業 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1</p>	<p>平成20年1月21日</p>	<p>(財)静岡県生活科学検査センター 理事長 石川 達郎 静岡県静岡市葵区北安東4-27-2</p>	<p>当該事業は、国の行う医薬品等の一斉監視指導により後発医薬品の品質確保対策である。本来、国又は地方自治体において実施されるものであるが、双方において受入が出来ない状況であるため、中立的な立場にある機関を諸条件の基に選定した結果、当該機関以外には実施できないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約をするものである。</p>	<p>-</p>	<p>1,600,000</p>	<p>-</p>	<p>0</p>	

既存添加物の含有成分とその安全性に関する調査研究 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1	平成20年1月25日	東亜大学 学長 中澤 淳 山口県下関市一の宮 学園町2-1	公募を実施し、資料を審査した結果、適正な業務の実施が可能と認められたことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。	-	3,000,000	-	0
食品添加物の微生物限度管理及び鉛・重金属等規格に関する調査研究 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1	平成20年1月25日	日本食品添加物協会 専務理事 高野 靖 東京都中央区日本橋 堀留町1-3-9	公募を実施し、資料を審査した結果、適正な業務の実施が可能と認められたことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。	-	1,500,000	-	0
ヒト培養細胞遺伝子突然変異試験一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1	平成20年1月25日	(財)食品薬品安全センター 秦野研究所 所長 小島 幸一 神奈川県秦野市落合 729-5	公募を実施し、資料を審査した結果、適正な業務の実施が可能と認められたことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。	-	2,100,000	-	0
トランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験 一式	支出負担行為担当官 国立医薬品食品衛生研究所 総務部長 千葉 信雄 東京都世田谷区上用賀 1-18-1	平成20年1月25日	(財)食品農医薬品安全性評価センター 理事長 望月 信彦 静岡県磐田市塩新田 字荒浜582-2	公募を実施し、資料を審査した結果、適正な業務の実施が可能と認められたことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をするものである。	-	3,675,000	-	0

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、予定価格欄に契約単価を記載及び契約金額欄に予定調達総額を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(注3) 予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。

(別紙様式4)